

鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
発行所 鹿児島市新屋敷町16の16
編集者 電話代 099(226)3621 FAX 099(226)3622
URL <http://www.kakikyo.or.jp>
印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2022年(令和4年) March 3月号

令和3年相談状況について



開聞の夕景（指宿市）

【写真提供:村山 隆氏】

目次 CONTENTS

さくらじま..... 1	令和4年1月末（速報値）業種別死傷災害発生状況..... 7
令和3年相談状況について..... 2	2022年度 労働基準監督官採用試験の実施について..... 8
産業保健	年次有給休暇を上手に活用しましょう..... 9
～COVID後症候群としての慢性疲労症候群～ 3	DVD 教材貸し出しのご案内 10～12
「シフト制」で働くにあたって知っておきたい留意事項... 4	令和4年度健康診断のご案内..... 13
「業務改善助成金特例コース」のご案内..... 5	令和4年度技能講習・安全衛生教育のご案内..... 14～17
「外国人雇用状況」の届出状況について..... 6	令和4年4月の講習開催のご案内..... 18

さくらじま

この間年が明けたと思ったら、もう3月である。3月といえば年度末であり、卒業、退職など、別れの季節である。私自身、この3月末で定年退職を迎えることになる。

これまでの職業人生を振り返れば、良かったことはもちろんあるが、うまくいかなかったこと、ああすれば良かったと思うことも数えきれないほどある。それでも何とかやって来られたのも、周りの人の導きや支えがあってこそだと思われる。上司、先輩、同僚、部下の皆様や仕事で付き合いのあった方、友人、家族にも改めて感謝したい。

一方、3月は厳しい寒さを耐えて草木が芽吹き、新しい命の躍動が始まる季節でもある。プロ野球のオープン戦やセンバツ高校野球大会もあり、「球春」という言葉もある。新型コロナウイルスの状況は、この原稿を書いている時点では全国的にオミクロン株の急激な感染拡大に見舞われているが、この段階ではどうなっているだろうか。感染も落ち着き、ゆったり花見や野球観戦などもできるようになっているとよいのだが。

4月からは、異動などで大きく環境が変わるという方も多いと思うが、新しい環境でも大いに活躍できるよう、コロナ禍の中、感染防止や体調管理には十分留意しつつ、さらなる飛躍を目指していただければと思う。

令和3年相談状況について

鹿児島労働局監督課

令和3年中に鹿児島労働局及び管内の労働基準監督署に寄せられた労働条件に関する相談件数は9,946件で、前年と比べて630件（6.8%）の増加となりました。

相談事項別にみると、多い方から順に賃金不払い2,114件（21.3%）、解雇1,681件（16.9%）、年次有給休暇1,327件（13.3%）、時間外・休日労働1,124件（11.3%）となっています。

平成31年4月1日からの働き方改革関連法の施行により、時間外労働の上限規制や「年5日の年次有給休暇の確実な取得」など、様々な対応が各企業に求められています。

県内の企業が優秀な働き手を確保していくためには、時間外労働の削減や年次有給休暇の取得促進、賃金の引き上げを始めとした、労働者が安心・安全に働くための環境を整備していくことが重要となります。

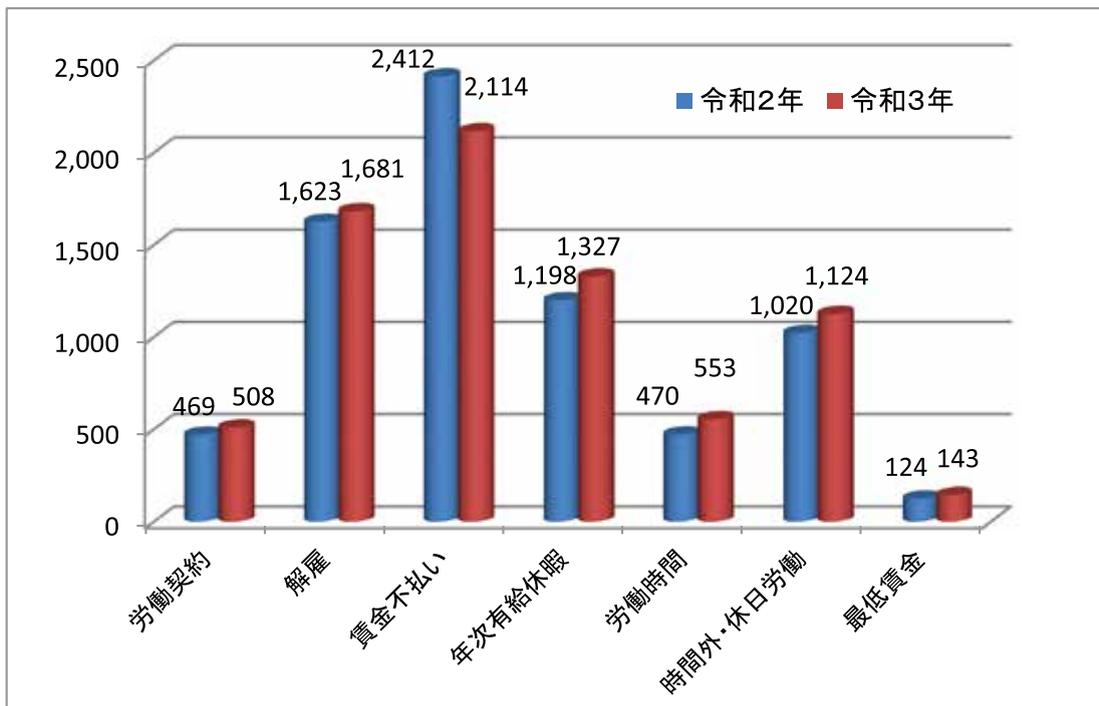
人手不足や新型コロナウイルス感染症の影響などにより、事業活動にも影響が出ていますが、事業主の皆様方におかれましては、トラブルを防止し働きやすい職場とするためにも、職場環境の改善に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

各労働基準監督署には労働時間相談・支援コーナーを設置し、労働時間制度などの改善方法や助成金などの支援策について個別訪問によるきめ細かな説明を行うこととしていますので、お気軽にご相談ください。

また、厚生労働省では中小企業・小規模事業者の方々抱える様々な課題に対応するため、ワンストップ相談窓口として鹿児島働き方改革推進支援センター（☎0120-221-255）を開設（委託）しています。こちらにつきましても是非ご活用ください。

令和3年相談状況

主な相談事項	令和2年	令和3年	構成比
労働契約	469	508	5.1%
解雇	1,623	1,681	16.9%
賃金不払い	2,412	2,114	21.3%
年次有給休暇	1,198	1,327	13.3%
労働時間	470	553	5.6%
時間外・休日労働	1,020	1,124	11.3%
最低賃金	124	143	1.4%
総相談件数	9,316	9,946	74.9%





COVID後症候群としての慢性疲労症候群

鹿児島産業保健総合支援センター 産業保健相談員 網 谷 東 方

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）罹患後、後遺症として様々な症状に悩まされ続けている人々がいることが明らかになってきました。一般的な症状としては、極度の疲労感、息切れ、頭に霧がかかったような感覚、味覚や嗅覚の変化、関節痛などで、現在「COVID後症候群」や「Long COVID」と呼ばれています。COVID-19の初期症状の重症度に関わらず、COVID後症候群に最も頻度の高い症状が慢性疲労といわれています。

慢性疲労症候群という疾患名は、イギリスを中心に筋痛性脳脊髄炎（Myalgic Encephalomyelitis：ME）として、アメリカを中心に慢性疲労症候群（Chronic Fatigue Syndrome：CFS）として研究が進められ、2003年に筋痛性脳脊髄炎／慢性疲労症候群（Myalgic Encephalomyelitis/Chronic Fatigue Syndrome：ME/CFS）として、国際的な診断基準が発表されました。ME/CFSは、それまで健康に生活していた人に、高度の全身倦怠感、労作後の著しい疲労感、筋肉痛などの身体症状に加え、認知の障害や睡眠障害などの様々な症状が出現する消耗性の疾患です。軽症でも50%の活動レベル低下を認め、重症では完全介護の寝たきり状態となります。世界的には、ME/CFSの有病率は0.9%であり、男性に比べて女性が1.5～2.0倍多く、ME/CFS患者数は約1,700万～2,400万人と推定されています。ME/CFSの病因や病態生理はいまだ不明ですが、脳機能イメージングにより、脳内の神経炎症が関わっているということが分かってきています。

現在、日本の臨床現場で用いられているME/CFS臨

床診断基準は、2016年に発表されました。鑑別すべき疾患や病態はありますが、ME/CFSの診断基準を簡単に説明いたしますと、

- ①強い倦怠感を伴う日常活動能力の低下
- ②活動後の強い疲労・倦怠感
- ③睡眠障害
- ④認知機能の障害、または起立性調節障害

の4つを6ヵ月以上持続すること、になります。中でも②活動後の強い疲労・倦怠感が特徴的であり、自験例ではポットでお湯を注いだけで数時間寝込んでしまった、食事でスプーンを口へ運ぶだけで疲れてしまう、ただ座っているのがキツイ、寝ても寝ても楽にならないなど、患者さんは皆さん、こちらが想像している以上に辛いようです。治療としては、漢方薬を含めた薬物療法や認知行動療法などの心理療法を行います。

米疾病対策センター（CDC）によると、ME/CFS患者の約1／3はウイルス性疾患罹患後に発症するといわれています。2005年に発生したSARSでは、4年後に生存した患者の27%がME/CFS診断基準を満たしていたとの報告があります。さらに、最近のいくつかの報告では、COVID後症候群の約10～25%がME/CFSの診断基準を満たしたとのこと。2020年1月に日本で最初のCOVID-19感染者が確認され、2年後の現在もオミクロン株が猛威を振っています。そのため、今後、COVID後症候群としてのME/CFS患者が増えてくる可能性がありますので、産業保健に関わる方々も気をつけておく必要があると思います。

労働者の皆さまへ

「シフト制」で働くにあたって知っておきたい留意事項

「いわゆる「シフト制」により就業する労働者の適切な雇用管理を行うための留意事項」より

このリーフレットでは、「シフト制」で働く際に労働者の皆さまに、知っておいていただきたい労働関係法令で定められたルールなどの内容をまとめています。

「シフト制」とは、労働契約の締結時点では労働日や労働時間を確定的に定めず、一定期間（1週間、1か月など）ごとに作成される勤務シフトなどで、初めて具体的な労働日や労働時間が確定するような勤務形態を指します。ただし、三交替勤務のような、年や月などの一定期間における労働日数や労働時間数は決まっています。就業規則等に定められた勤務時間のパターンを組み合わせる勤務形態は除きます。

1 応募をする時の留意点

- 会社は、労働者を募集する時、業務内容・賃金・労働時間等の労働条件を、労働者に対して明示しなければなりません（職業安定法第5条の3第1項、第2項）。また、募集時に示された労働条件が、労働契約を結ぶまでに変更される場合も、変更内容の明示が必要です（職業安定法第5条の3第3項）。募集内容等をよく見て、労働条件をしっかりと確認しましょう。

2 採用が決まり労働契約を結ぶ時の留意点

（1）労働条件の明示

- 会社は、労働契約を結ぶ時に、労働者に対して以下の労働条件を必ず書面で明示しなければなりません（労基法第15条第1項、労基則第5条）。シフト制で働きはじめる時は、自分の労働条件を再度確認しておきましょう。

※労働者が希望すれば、メールなどで送ってもらうこともできます。

- | | |
|------------------|-----------------------|
| ①契約期間 | ②期間の定めがある契約を更新する場合の基準 |
| ③就業場所、従事する業務 | ④始業・終業時刻、休憩、休日など |
| ⑤賃金の決定方法、支払い時期など | ⑥退職(解雇の事由を含む) |

（2）シフト制労働契約で定めることが考えられる事項

- 会社と話し合っ、シフトに関する次のようなルールをあらかじめ合意しておくことが考えられますので、必要な場合は会社と相談してみましょう。

- ・ 会社は、シフト作成時に、事前に労働者の希望を聴くこと
- ・ 会社が労働者に、決定したシフトを通知する際の期限、通知の方法
(例：毎月〇日までに、電子メール等で通知する)
- ・ 一旦確定したシフトの労働日や労働時間を、キャンセルしたり変更する場合の期限や手続
※一旦確定した労働日や労働時間等の変更は、基本的に労働条件の変更に該当し、使用者と労働者双方の合意が必要である点にご留意ください。
- ・ 一定期間中の、目安となる労働日数・労働時間数など
 - ① 最大の労働日数や時間数（例：毎週月、水、金曜日から勤務する日をシフトで指定する）
 - ② 目安の労働日数や時間数（例：1か月〇日程度勤務/1週間あたり平均〇時間勤務）
 - ③ ①②に併せて、最低限の労働日数や時間数
(例：1か月〇日以上勤務/少なくとも毎週月曜日はシフトに入る)

お問い合わせ先 鹿児島労働局雇用環境・均等室 099-223-8239

中小企業の事業主の皆さま

「業務改善助成金特例コース」のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響で、特に業況が厳しい 中小企業事業者を支援する助成金がありました

「業務改善助成金特例コース」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が30%以上減少している中小企業事業者が、令和3年7月16日から令和3年12月31日までの間に、事業場内最低賃金（事業場で最も低い賃金）を30円以上引き上げ※、これから設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大し、その費用の一部を助成するものです。

■申請期限：令和4年3月31日まで

※賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時まで選んで追加の引き上げを行い、当該差額が支払われた場合は、当該要件に該当するものと取り扱われます。

ここがポイント

業務改善計画全体として生産性向上が認められる場合、生産性向上等に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画において計上された経費（＝関連する経費）についても助成対象として拡充されます。

対象となる事業者（事業場）

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、「売上高または生産量等を示す指標の令和3年4月から同年12月までの間の連続した任意の3か月間の平均値」が、前年または前々年同期に比べ、30%以上減少している事業者
- 令和3年7月16日から同年12月末までの間に事業場内最低賃金を30円以上引き上げていること（引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業場に限りま。）

支給要件

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 就業規則等により※、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること
※就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。
- 生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと
※生産性向上に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画に計上された経費（関連する経費）がある場合は、その費用も支払うことが必要です。

助成額・助成率

助成額	助成率
最大100万円	3/4 ※対象経費の合計額×補助率3/4

助成対象

以下Aのほか、業務改善計画に計上されたBも助成の対象となります。

A 生産向上等に資する設備投資等	機械設備※、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など ※PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども対象
B 関連する経費※	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

※「関連する経費」は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます

お問い合わせ先 鹿児島労働局雇用環境・均等室 099-223-8239

「外国人雇用状況」の届出状況について

鹿児島労働局職業対策課

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、外国人を雇用する事業主には、外国人労働者の雇入れ及び離職の際に、その氏名、在留資格などについて、ハローワークへ届け出ることが義務づけられています。届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。）であり、以下の数値は令和3年10月末時点で事業主から提出のあった届出状況を集計したものです。

1 外国人雇用事業所及び外国人労働者の状況

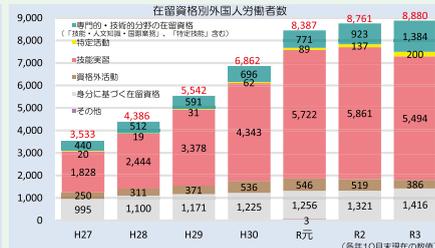
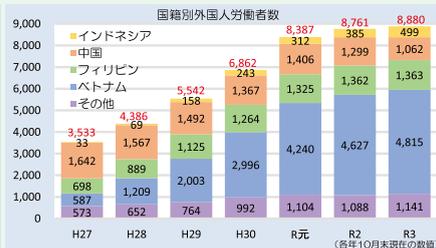
外国人雇用事業所数	1,862か所	〔前年 1,677か所〕	〔前年比 11.0%の増〕
外国人労働者数	8,880人	〔同 8,761人〕	〔同 1.4%の増〕

2 国籍別外国人労働者の状況（労働者数が多い上位4か国）

ベトナム	4,815人	（全体の54.2%）	〔前年 4,627人〕	〔前年比 4.1%の増〕
フィリピン	1,363人	（同 15.3%）	〔同 1,362人〕	〔同 0.1%の増〕
中国	1,062人	（同 12.0%）	〔同 1,299人〕	〔同 18.2%の減〕
インドネシア	499人	（同 5.6%）	〔同 385人〕	〔同 29.6%の増〕

3 在留資格別外国人労働者の状況（労働者数が多い順）

技能実習	5,494人	（全体の61.9%）	〔前年 5,861人〕	〔前年比 6.3%の減〕
身分に基づく在留資格	1,416人	（同 15.9%）	〔同 1,321人〕	〔同 7.2%の増〕
専門的・技術的分野の在留資格	1,384人	（同 15.6%）	〔同 923人〕	〔同 49.9%の増〕
資格外活動	386人	（同 4.3%）	〔同 519人〕	〔同 25.6%の減〕
特定活動	200人	（同 2.3%）	〔同 137人〕	〔同 46.0%の増〕



県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【令和3年12月分】

県内有効求人倍率	1.30倍	（前月と同じ水準）
全国平均有効求人倍率	1.16倍	（前月比 0.01P増）
県内正社員有効求人倍率	1.17倍	（前年同月比 0.20P増）
全国正社員有効求人倍率	0.97倍	（前年同月比 0.11P増）

※ 新型コロナの感染状況が落ちついてきたため、社会経済活動の再開が進んでいました。しかしながら、雇用失業情勢は、コロナの感染者数の増減に影響を受けやすいことから、引き続き、社会防衛的な雇用維持施策を維持するとともに、今後の動向を注視しつつ、経済再生に向けた労働市場施策へと軸を移しながらの施策展開に努めてまいります。

各種助成金、活用してませんか？

鹿児島労働局職業対策課

【特定求職者雇用開発助成金】

● 生活保護受給者等雇用開発コース

雇入れ日において、3か月を超えて①～③のいずれかの支援を受けている生活保護受給者または生活困窮者を、ハローワークなどの紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に助成金を支給します。

- ① 地方公共団体からの支援要請に基づくハローワークにおける支援
- ② 地方公共団体における被保護者就労支援事業による支援
- ③ 地方公共団体における生活困窮者自立相談支援事業による就労支援

ご相談や詳細確認は、県内ハローワークまたは鹿児島労働局職業対策課（☎099-219-8713）へお問い合わせください。

令和4年1月末（速報値） 業種別死傷災害発生状況

鹿児島労働局

	令和4年		令和3年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	75	0	85	0	-10	0
1 製造業	11	0	11	0	0	0
1 食料品製造業	4		4			
4 木材・木製品製造業	0		2		-2	
9 窯業土石製品製造業	2		1		1	
11～12 金属製品製造業	0		0			
13～15 機械機具製造業	3		1		2	
上記以外の製造業	2		3		-1	
2 鉱業	0	0	0	0	0	0
3 建設業	11	0	18	0	-7	0
1 土木工事業	5		5			
2 建築工事業	5		12		-7	
3 その他の建設業	1		1			
4 運輸交通業	9	0	14	0	-5	0
1 鉄道・航空機業	0		0			
2 道路旅客運送業	0		0			
3 道路貨物運送業	9		14		-5	
4 その他の運輸交通業	0		0			
5 貨物取扱業	2	0	2	0	0	0
1 陸上貨物取扱業	1		0		1	
2 港湾運送業	1		2		-1	
6 農林業	8	0	2	0	6	0
1 農業	7		1		6	
2 林業	1		1			
7 畜産・水産業	5	0	3	0	2	0
8 商業	7	0	14	0	-7	0
1 卸売業	0		3		-3	
2 小売業	7		10		-3	
3 理美容業	0		0			
4 その他の商業	0		1		-1	
9 金融・広告業	0	0	2	0	-2	0
11 通信業	0	0	2	0	-2	0
12 教育・研究業	0	0	0	0	0	0
13 保健衛生業	15	0	9	0	6	0
1 医療保健業	2		3		-1	
2 社会福祉施設	13		6		7	
3 その他の保健衛生業	0		0			
14 接客娯楽業	2	0	2	0	0	0
1 旅館業	1		0		1	
2 飲食店	1		2		-1	
3 その他の接客娯楽業	0		0			
上記以外の事業	5	0	6	0	-1	0
10 映画・演劇業	0		0			
15 清掃・と畜業	3		5		-2	
16 官公署	0		0			
17 その他の事業	2		1		1	
陸上貨物運送事業（4-3・5-1）	10	0	14	0	-4	0
第三次産業（8～17）	29	0	35	0	-6	0

- ① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したもの。
- ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上災害によるもので、死亡者を含みます。
- ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
- ④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。

安全衛生教育促進運動 展開中

実施期間 令和3年12月1日～令和4年4月30日

主 唱 中央労働災害防止協会

「正しい知識で 職場を安全・健康に！」

～年度初めに向けて安全衛生教育等を計画的に着実に実施しましょう～

令和4年（2022年）

春季全国火災予防運動

令和4年3月1日（火）から3月7日（月）

おうち時間 家族で点検 火の始末

総務庁消防庁

2022年度 労働基準監督官採用試験の実施について

鹿児島労働局総務課

2022年度の労働基準監督官採用試験が次の通り実施されます。

受験資格

- 1 1992（平成4）年4月2日～2001（平成13）年4月1日生まれの者
- 2 2001（平成13）年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - (1) 大学（短期大学を除く）を卒業した者及び2023年（令和5年）3月までに大学を卒業する見込みの者
 - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

試験の程度 大学卒業程度

試験の区分及び採用予定数

- 労働基準監督 A（法文系）約185名
- 労働基準監督 B（理工系）約 40名

インターネット受付期間

令和4年3月18日（金）9：00～4月4日（月）受信有効
インターネット申込専用アドレス

【 <https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html> 】

インターネット申込みをご利用ください。

インターネット申込ができない場合は、鹿児島労働局総務部総務課人事係及び県下労働基準監督署において、受験申込書及び受験案内を配付します。

郵送又は持参の受付期間は、令和4年3月18日（金）～3月22日（火）です。（郵送の場合は3月22日（火）までの通信日付印有効。持参の場合は3月22日（火）17時までとなります。郵送又は持参の受付期間は短いので注意してください。）

試験日

- 第1次試験日 令和4年6月5日（日）
- 第2次試験日 令和4年7月12日（火）
～7月14日（木）
- 第1次試験合格通知書で指定する日時

第1次試験合格者発表日

令和4年6月28日（火） 9：00

最終合格者発表日

令和4年8月16日（火） 9：00

申込先（郵送又は持参）

第1次試験地が「鹿児島市」の場合は、
鹿児島労働局 総務部総務課 人事係
（〒892-8535 鹿児島市山下町13-21）
※ 第1次試験地が鹿児島市以外の場合
は、希望する第1次試験地の労働局へ
提出して下さい。

問合せ先

鹿児島労働局総務部総務課人事係
（電話 099-223-8275）

インターネット受付期間	2022年 3/18 (金) 9:00~ 4/4 (月) 受信有効
第1次試験	2022年 6/5 (日) 9:00 (受付開始) 9:30 (試験開始)~18:05 (試験終了) 【第1次試験合格発表日】2022年6月28日(火) 9:00
第2次試験	2022年 7/12 (火) 13 (水) 14 (木) 【第1次試験合格発表日】2022年8月16日(火) 9:00
採用予定者数	労働基準監督 A (法文系) 約 185名 / 労働基準監督 B (理工系) 約 40名

厚生労働省ホームページ（労働基準監督官採用試験情報）で、労働基準監督官の情報を掲載しています。
<http://www.mhlw.go.jp/general/saiyo/kantokukan.html>



新しい働き方・休み方を実践するために
年次有給休暇 を上手に活用しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。



働き方・休み方改善
ポータルサイト



年次取得促進
特設サイト

お問い合わせ先 鹿児島労働局雇用環境・均等室
099-223-8239

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

●働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

年次有給休暇取得促進特設サイト

働き方の新しいスタイル



テレワークや
ローテーション勤務 勤務時間ど
もつたりと オフィスは
ひるびると



会議は
オンライン 対策での打合せは
顔罩とマスク

会員事業場 様

DVD教材貸し出しのご案内

(公社) 鹿児島県労働基準協会

当協会では、会員事業場の皆様に安全衛生に関するDVD教材の貸し出しを無料で行っています。

社内の安全衛生教育、安全衛生大会等でご利用下されば幸いです。

申し込みの手続き等につきましては、最寄りの支部へお問い合わせ下さいませ。

なお、貸出要領等詳細については、当協会ホームページに掲載していますのでご覧下さい。

DVD教材貸出一覧表

令和4年3月1日現在

No.	品 名	時間
1	職場で行う腰痛予防体操 腰痛予防に欠かせないのが職場で行う予防体操。立ったまま、あるいは椅子などを利用して行う2本建てで体操のモデルを紹介。職場のどこでもできるもので、その具体的なノウハウを解説。	12分
2	知っていますか 安全配慮義務 過重労働や精神的ストレスが引き金になっての、うつ病や自殺など、「心の衛生面」が争点となった民事訴訟が急増。損害賠償額の高額化傾向とともに社会問題化している。このビデオは実際の事例をモデルにドラマ化。過重労働・うつ病・管理者の対応・裁判の判決をケーススタディしつつ、「安全配慮義務」の考え方・実践の基本を、キャスターが分かりやすく解説。	26分
3	誰もが危険 熱中症の新常識 熱中症は高温多湿な環境で発生する健康障害で、重篤な場合、死に至ることも稀ではない。気温と湿度が上昇する季節は、熱中症の危険も高まる。このビデオでは、新しく解明された熱中症発生の要因を詳しく解説。最高気温よりもWBGT値の活用等最新の予防法をわかりやすく紹介する。 [小冊子「誰もが危険 熱中症の新常識」(村山貢司、堀江正知監修 A5判・16頁) 1冊つき]	22分
4	みんなでリスクアセスメント ～アセスメント徹底演習～ ロール作業現場をカメラで実写した画像を用い、リスクアセスメントの各手順をみんなで演習しながら、そのプロセスの節目ごとに専門家が解説する。リスクアセスメントに参加する各層の方々にとって進め方の理解を深める絶好の研修ビデオ。	24分
5	みんなで取り組むメンタルヘルス メンタルヘルスの1次予防として、ストレスの源となる好ましくない職場環境を職場ぐるみで改善することが効果的であると、その取り組みが始まっている。このビデオでは、中災防が重点的に取り組んでいる「メンタルヘルス対策に活かす職場環境改善」について解説するとともに、先進企業の取り組み事例を紹介。	24分
6	腰痛 その予防と対処法 さまざまな作業において腰痛予防のポイントとなる「作業方法」「作業姿勢・動作」などを実写映像で紹介するとともに、予防対策として重要な「作業環境の改善」や「リスクアセスメント」なども解説。さらに、実際に腰痛が起きたときの「実践的な対処法」、予防のための「腰痛予防体操」「ストレッチング」「生活習慣」なども紹介。	20分
7	職長・作業リーダーのための 改訂 作業手順書作成マニュアル (リスクアセスメント対応版) よい品質の製品を安全に効率よく生産するためには、作業手順を決めて、みんなで守ることが大切。このビデオでは、現場の職長や職場のリーダーのために作業に活かせる作業手順書のつくり方について、分かりやすく解説。また、手順ごとのリスクアセスメントの実施方法についても説明。	20分
8	安全衛生診断のすすめ ～中小企業篇～ 従業員的安全衛生に対して無関心だった中小規模事業場の経営者が、安全衛生の専門家に初めて「安全衛生診断」を依頼するまでの経緯、「安全衛生診断」の実施内容から安全衛生の必要性を自覚するまでをドラマ化。	20分
9	新入社員の安全と健康 新入社員向けの教材です。職場生活の心構えのほか安全のルール、ミーティング、危険予知、保護具、整理整頓など安全衛生の基本をわかりやすく解説。 [「新入者安全衛生テキスト」(中災防発行)の内容に準拠し、安全と健康の大切さに気づいてもらえるよう制作。]	22分
10	ゼロ災のこころ ～危険を予知する人づくり～ ゼロ災運動の提唱者で、安全運動の推進に心を砕く田辺肇氏の講演ビデオ。 「危険の側から安全を考える」「職場のマナーと安全」「ルールを守る職場づくり」など、5つのテーマで「ゼロ災のこころ」を説く。	26分
11	～安全健康職場づくりのキメ手～ 生き生きミーティング 職場ミーティングをひと工夫すれば、安全もコミュニケーションもよくなる。このビデオは、現在ゼロ災運動職場で効果を上げている「始業時ミーティング」をモデルに制作。ミーティングの効果を上げるためのポイントをクローズアップし、分かりやすく解説。	18分
12	VDT作業の正しい進め方 ～IT時代の健康心得～ 17年ぶりに新しくなった厚生労働省の衛生管理の仕方を紹介すると同時に、作業員にとって適切な照明、採光のしかた、作業姿勢の調整、日常点検などに重点を置いて、正しい作業の進め方を具体的に分かりやすく解説。	22分
13	リスクアセスメントとは ～リスク編～ グローバルスタンダードでは、安全は「許容できるリスク」とされている。リスクアセスメントは「リスクはゼロにならない」ということを念頭に入れて行う必要がある。 <新入者教育に使えます>	10分
14	リスクアセスメントとは ～アセスメント編～ KYは現場の活動、リスクアセスメントは管理活動。必ず存在するリスクをシステムにのせて適切に管理するのが安全の鍵。 <管理者入門教育に使えます>	10分
15	不注意は起こる！「〇〇に注意」は安全指示とは言えない 人間の注意力には限界があります。注意力に限界がある人間に対し、「作業中、ずっと安全に注意を払い続けなさい」は無理です。「不注意」をテーマに、不注意による死亡災害が多発していること、なぜ人間は安全に対して不注意になるのか、事例と具体的な対応策などについて実写とアニメで紹介するとともにクイズ形式でどれだけ人は注意力があるのか解説します。	16分

16	<p>これだけは知っておきたい 建設作業の基本ベスト10</p> <p>繰り返し発生している災害の要因となっている設備や機械・工具などを10項目に絞り込み、それぞれの作業について事前に知っておくべきポイントを解説。 新規入場者教育に職長・安全衛生責任者の能力向上教育に最適。もちろん、建設現場で働くすべての作業員にも大切な基本ルールが身につけられます。</p>	20分
17	<p>新版 新規入場時教育 入場初日を甘く見るな</p> <p>高所から墜落した阿部作業員は救急病院に運ばれ、大腿骨複雑骨折の重傷で休業6か月と診断されました。本作品では、なぜこのような災害が発生したのか、災害前日から時間を遡って検証していきます。 事前に説明や現場の案内があったのにも関わらず、人は誰でもわかりきっていることを軽くみ、面倒なことを省略しようとしがちです。しかし、災害から自分を守ることはできるのは、あなた自身しかいません。新規入場時教育がいかに大切かを入場初日に起きた災害を通して訴えます。</p>	15分
18	<p>災害事例に学ぶ 建設工具・器具の正しい使い方</p> <p>今まで起きた災害事例を参考にしながら、建設工具・器具の正しい使い方について学んでいきます。 ■携帯用丸のこ盤 ■ディスクグラインダ ■充電式インパクトドライバ ■エンジンカッター ■プレーカ</p>	17分
19	<p>建設現場で働く皆さん これだけは守ろう 基本ルール17カ条 繰り返し災害をなくすために</p> <p>災害再発防止のためには、設備面の対策が有効です。しかし、日々刻々と作業内容が変わる建設現場では、何から何まで設備面の対策を行うことは難しいのが現状です。そこで、建設現場で働く皆さんが、安全の基本ルールを守り、不安全行動を起こさないことがとても重要になります。安全の基本ルールを守ることの重要性、「繰り返し災害」防止のため、守るべき基本ルールには何があるのか？安全の基本ルールを守ることは利益向上にもつながる！これらについて解説します。</p> <p>●高所からの墜落災害防止 ●荷上げ・荷下ろし作業による災害防止 ●重機によるはさまれ・巻き込まれ災害防止 ●決められた作業手順は必ず守る ●飛来落下災害・土砂崩壊災害・転倒災害防止 ●あなたの身を守る保護具は正しく装着する</p>	23分
20	<p>メンタルヘルス 職場を元気にするコミュニケーション</p> <p>昨今、メンタルヘルス対応は深刻な社会問題となっており、企業においても産業医制度や復職支援などの取り組みが定着しつつあります。しかし、心の病気は再発率が50%を超えるともいわれ、現在中心になっている、発症してしまつてからの対処法（治療）では根本的な解決ができていないといえます。 また、「ストレッサー（心の病気の引き金となり得るストレス要因）を取り除いて予防する」ことは、目まぐるしく変わる現代の社会・経済状況では、難しいといえるでしょう。 そこで、「職場には様々なストレスがあつて当たり前」という前提のもと、そうしたストレスにうまく対処する力を高めるといふ考え方があります。それが、SOCという力です。 本教材では、「SOCを高める」という視点から、ストレスに強い人づくり、上司と部下とのコミュニケーションや元気の職場の仕組みづくりの具体的な方法を紹介しています。</p>	57分
21	<p>職場のパフォーマンスを高める「メンタルヘルスクエア」実践のポイント</p> <p>本DVDでは、従来からの医学的視点および遵法の視点からメンタルヘルスをとらえるだけでなく、日常のマネジメントの中で、部下のパフォーマンス発揮という視点から掘り下げ、具体的なメンタルヘルス対応を考えていきます。 仕事がいちどこなせる状況にあるか、顧客対応は大丈夫かなど、部下のコンディションやパフォーマンスを日々の職場生活の中で確認しながら、メンタルヘルスにどのように対応していくかを管理監督者に学んでいただきます。 ①メンタルヘルスの必要性と基本的な考え方 ②職場のコミュニケーションと部下のコンディション ③不調者の早期発見・早期対応 ④不調者の休職中・職場復帰への対応 ⑤管理監督者のセルフケア</p>	58分
22	<p>ストレスチェック制度対応 セルフケアからはじめるメンタルヘルス・マネジメント 1巻 チェックしよう！あなたのストレス～心からだのセルフケア～</p> <p>平成27年、企業におけるストレスチェック制度が義務化。ストレスチェック制度の主な目的は、労働者自身がストレスに気づき、メンタルヘルス不調を予防することです。労働者一人ひとりが自分のストレスの状態を知ること、つまりセルフケアがこれからの企業におけるメンタルヘルス対策では重要になってきます。 本DVDは、事例ドラマと解説を通して労働者自身がストレスへの向き合い方を学ぶものです。高ストレス状態に陥らないための一助として、ストレスチェック実施にあわせて、ぜひご活用ください。 ●セルフケア自己チェックのための3項目 1. 職場のストレス 2. 周囲のサポート 3. 心身の自覚症状 ●セルフケア自己チェックのポイント [ケース1] 石田さん [46歳] の場合 本人も気づかないうちにストレスをため込み倒れる [ケース2] 杉本さん [41歳] の場合 上司と部下の板挟みで「うつ」に</p>	28分
23	<p>ストレスチェック制度対応 セルフケアからはじめるメンタルヘルス・マネジメント 2巻 チェックしよう！ラインによるケア～見逃すな！部下のイエローサイン～</p> <p>(1) 職場環境の把握と改善 (2) 不調者の早期発見と処置 ●部下のメンタルヘルスチェックのポイント [ケース1] 杉本課長の場合 長時間残業の結果、部下が倒れてしまった [ケース2] 石田課長の場合 様子がおかしい部下を抱え込んでしまった</p>	29分
24	<p>メンタルヘルス・ケア実践のための職場のストレスマネジメント 1巻 管理監督者の役割</p> <p>過労自殺、生産性の低下、労災など……働く人の心の健康は、本人や家族の幸せを左右するだけでなく、今や企業経営においても重要なリスクマネジメントの一つとなってきています。そんな中で、職場の責任者である管理監督者が、部下に対してどのような心のケアをすればよいのか、働きやすい職場づくりにどう取り組んでいけばよいのかが、大きな課題となりつつあります。本DVDでは、管理監督者の《ストレスマネジメント》の考え方・手法をわかりやすく紹介しています。 ●メンタルヘルス・ケアの意義 (1) 従業員の健康・生命を守る (2) 生産的で活気ある職場づくり (3) 職場のリスクマネジメント ●管理監督者の役割 ●部下への相談対応 ●職場環境等の改善 ほか</p>	25分

25	<p>メンタルヘルス・ケア実践のための職場のストレスマネジメント 2巻 部下の心をひらく相談対応のノウハウ</p> <p>あるメーカーの設計部の課長と新製品開発に抜擢された部下の事例を通して、部下への相談対応の仕方・ポイントを具体的に考えていきます。</p> <p>●問題に気づく ●声をかける ●産業医に相談する ●専門医への受診をすすめる ●専門医との連携 ●部下への相談対応のポイント ほか</p>	25分
26	<p>安衛則改正 フルハーネス型安全帯 ココがポイントだ</p> <p>安衛則改正により、2019年2月1日以降はフルハーネス型安全帯を使用する作業員に特別教育が義務化されました。</p> <p>・なぜ安衛則改正するのか ・胴ベルトとハーネス型安全帯 ・改正点のポイント ・特別教育カリキュラムの概要</p>	30分
27	<p>“危険軽視”によるヒューマンエラー</p> <p>現場では、危険軽視による災害が後を絶ちません。毎日作業を続けるうちに、慣れにより安易な気持ちで危険な作業をしたり、作業に潜むリスクを過小に評価したりして、労働災害が発生しています。</p> <p>本DVDでは、「危険軽視」をテーマに危険軽視による死亡災害が多発していること、心理学から学ぶ災害事例、危険軽視対策について解説していきます。</p>	22分
28	<p>転倒防止 簡単ストレッチ～毎日1分だからだが変わる～</p> <p>転倒は、近年最も多く発生している労働災害です。高齢化などが進む中、作業者の身体機能・感覚の衰えなどからわずかな段差や平坦なところでの“滑る”なども少なくなく、なかなか災害は減りません。この作品では、段差を超えようとして思ったほど足が上がっていないで段差に突っかかり転倒する、ちょっとしたことでバランスを崩して転ぶなどの日常起こる転倒災害を防ぐための「自然な体の動きを取り戻すストレッチ」を紹介します。</p> <p>朝礼、休憩時間などの短い時間でだれでもどこでも簡単にでき、すぐに効果を実感できます。</p> <p>*ダブルT立ち方シート付</p>	15分
29	<p>熱中症は必ず防げる～管理と機器・保護具を上手に活用～</p> <p>このDVDは、職場の熱中症予防対策として事前の作業計画、作業管理、環境管理などの基本的な対策を解説し、あわせて、暑熱職場や屋外の作業で熱中症から身を守るための、水分・ナトリウムの補給のポイント、熱中症対策用作業服・保護具・機器、送風・冷却設備、断熱装備の効果的な正しい使い方や注意点など現場で採用し、実践できる方法を映像で紹介しします。</p>	17分
30	<p>働く人の睡眠と健康 全2巻</p> <p>これまでの産業保健では注目度の高くなかった「睡眠」。しかし生活習慣病対策には、「食事」「運動」の指導に加えて、「睡眠」指導が不可欠です。睡眠時間が短かすぎると食欲亢進から肥満になりやすく、高血圧や糖尿病、抑うつ状態の数値も悪化することが分かっています。他に、見過ごせない睡眠障害、睡眠と労働生産性の関係などにも言及した画期的な睡眠教育教材です。</p> <p>第1巻 あなたの睡眠、足りてますか？～睡眠不足と睡眠障害～ ○睡眠不足症候群 ○睡眠のメカニズム ○労働生産性と睡眠 ○睡眠不足と生活習慣病、メンタルヘルス不調との関係 ○睡眠時無呼吸症候群 ○レストレスレッグス症候群（むずむず脚症候群）</p> <p>第2巻 快眠習慣のための10の方法～ぐっすり眠りたい、よりよく眠りたい～ ○不眠症 ○必要な睡眠時間 ○起床時間のコントロール ○運動、入浴と深部体温 ○就寝前に避けるべきこと ○カフェイン、ニコチン、アルコールの影響 ○自分なりのリラクセス法 ○眠れる環境づくり ○睡眠薬についての正しい知識 ○眠れないときの対処法 ○交代勤務者への対応</p>	24分 24分
31	<p>ワークライフバランスシリーズ 働き方改革とカップルの子育て</p> <p>女性社員の両立支援と男性の育休取得を促進する研修用動画 家事育児は女性の仕事という思い込みが、女性の活躍、男性の働き方改革を阻害しています。「働き方改革」問題の第一人者が監修し、カップルの双方が活躍するためのヒントを提供する教材です。</p> <p>■ケース1 共働きカップルの場合 ■ケース2 専業主婦の場合</p>	40分
32	<p>ガス溶接・溶断作業と安全</p> <p>作業者の技能教育や再教育に必見!! ガス溶接・溶断作業は、製造業、建設業、サービス業など産業現場で広く行われています。使用する可燃性ガス等の基本的知識、各装置の構造・取扱い方法、火災・爆発などの災害事例と防止対策まで、ガス溶接・溶断作業従事者が身に付けていなければならない技術の習得と安全作業のポイントを映像化し、わかりやすく解説します。</p> <p>技能講習の教材として、また、ガス溶接・溶断作業従事者の能力向上教育にも活用できます。</p>	26分
33	<p>リニューアル・指差呼称（全2巻）</p> <p>今やヒューマンエラーを防ぐ決め手である指差呼称は、製造業だけでなくサービス業（流通、銀行、病院等）にも広がっている。そこで当社では旧作当時とは異なる産業界の状況を踏まえ、新たに指差呼称をリニューアル。「指差呼称で防げ 職場のヒューマンエラー」ではサービス業、「指差呼称してますか ～定着化のポイント～」では製造業に焦点をあて解説している。</p> <p>第1巻 指差呼称で防げ 職場のヒューマンエラー 第2巻 指差呼称してますか ～定着化のポイント～</p>	20分 16分
34	<p>心肺蘇生法とAEDの実技 ～いざというときのために～ ガイドライン 2015年対応（改訂Ⅱ版）</p> <p>心肺停止状態の傷病者の生命を救うには1秒でも早く適切な救命手当を施すことが必要です。職場のだれもが心肺蘇生法とAEDの実技を身につけておきましょう。</p> <p>○周囲の安全の観察 全身の観察 意識の確認 ○協力者の要請（119番通報・AEDの手配） ○心肺蘇生法の実技（解説） AEDの使い方（解説） ○心肺蘇生法の実技（実演） AEDの実技（実演）</p>	22分

令和4年度 健康診断のご案内 ～健康診断は予防の最前線～

ヘルスサポートセンター鹿児島

ヘルスサポートセンター鹿児島では、産業保健分野の拡充と各種がん検診の充実を進め各種健康診断を実施致します。皆様のご利用をお待ち申し上げます。

このような健診をご用意しました。

- ①健康診断 毎日健康で働き続けるために
- ②協会けんぽによる一般健診 生活習慣病予防のために
- ③追加検査各種 自分の身体をこの機会により詳しく
- ④人間ドック もっと安心するために時間をかけて
- ⑤労災二次健康診断・産業保健外来 健康の評価と支援やメンタルケア

〈参考〉健康診断案内書

※案内書の必要な方はヘルスサポートセンター鹿児島（電話 099-267-6292）までご連絡下さい。

健康診断は
予防の最前線！
FOR YOUR HEALTHY LIFE!
2022年度
ヘルスサポートセンター鹿児島
健康診断のご案内

お申込方法

健康診断申込書を返信してください。FAXで申し込まれても結構です。日程と詳細につきましては、後日ご連絡させていただきます。
※他社引当金制度は「指定引当金手続書」に詳細が記載されていますのでご確認ください。

☎ 099-267-6292 📠 099-267-6594
電話受付は平日8:30～17:30は一日一限・お盆・年末年始は除く。FAXは24時間受付いたします。

Webサイト <http://hscck.jp/>

参加するには 健康診断車にて実施いたします。また、人数・会場によって参加できない場合もございますので予めご了承ください。当センター施設内でも行いますので、近隣の方はご利用ください。（要予約）

結果について 健康診断結果通知書（個人用）は健康診断個人票、フォローアップ対象者リスト（事務用）をコンピュータ処理し、お届けいたします。

お客様用検索窓口 個人情報の取り扱いに関するお問い合せ、個人情報の開示、訂正、削除、利用の停止に関するお問い合わせは、お客様検索窓口で対応させていただきます。

月	火	水	木	金
1階	健診	健診	健診	健診
2階	人間ドック	労災二次健診	労災二次健診	人間ドック

※健康診断のため、受付時間を短縮しております。ご予約の際はあらかじめご確認ください。
※第1・第2階ともエレベーターが故障する場合があります。（1階）

TEL 099-267-6292（代表）

お問い合わせ
平日8:30～17:30
労災二次・人間ドックは
8:30～17:00となります。
※受付時間以外にはお電話できません。

TEL 099-210-1140
TEL 099-210-1135
TEL 099-266-2631
TEL 0120-210-254
TEL 099-267-6240
TEL 099-267-6292

公益社団法人 鹿児島労働局健康事業部
ヘルスサポートセンター鹿児島
<http://hscck.jp/>

〒901-0115 鹿児島市豊原町4-96
TEL 099-267-6292 / FAX 099-269-1780-099-267-6594
E-mail: kamsi@hscck.jp
交通のご案内 バス/第2木村団地バス停より徒歩3分
市電/土曜線電停より徒歩6分
駐車場完備

（注）本センターは鹿児島市健康局健康事業部が所管する施設です。健康診断の予約受付は健康局健康事業部で行います。また、健康診断の予約受付は健康局健康事業部で行います。健康診断の予約受付は健康局健康事業部で行います。

お知らせ 講習案内書 パンフレット好評配布中!!

(公社) 鹿児島県労働基準協会

当協会の案内書「令和4年度版技能講習・安全衛生教育のご案内」を作成して現在配布中です。

必要な方は下記のお問い合わせ先（本部事務局又は鹿児島教習所）へご連絡のうえ、お取り寄せください。又、各地区の支部にも常時置いてありますので、お近くの方は各支部へお立ち寄りください。

さらに、ホームページをご覧くださいと案内書の閲覧ができ、各種講習等申込書のダウンロードもできます。
(URL <http://www.kakikyo.or.jp>)

● (公社) 鹿児島県労働基準協会本部・教習所・各支部のお問い合わせ先

施設・支部名	郵便番号	住 所	TEL	FAX
鹿児島県労働基準協会本部 事務局	892-8550	鹿児島市新屋敷町16-16	099-226-3621	099-226-3622
鹿児島教習所 講習実施会場	891-0132	鹿児島市七ツ島1-6-2	099-261-6298	099-261-6299
鹿児島支部	892-0838	鹿児島市新屋敷町16-16	099-226-7427	099-226-7429
川内支部	895-0063	薩摩川内市若葉町4-12	0996-25-1377	0996-41-3936
鹿屋支部	893-0064	鹿屋市西原4-14-22	0994-40-9055	0994-40-9056
加治木支部	899-5211	始良市加治木町新富町102-2	0995-63-1030	0995-63-1030
加世田支部	897-0006	南さつま市加世田本町53-6	0993-58-2183	0993-58-2184
志布志支部	899-7103	志布志市志布志町志布志3225-3	099-472-4877	099-472-4833
大島支部	894-0026	奄美市名瀬港町15-1袖会館ビル5階	0997-53-5487	0997-53-6270
種子島支部	891-3101	西之表市西之表16388ゆうこうビル101号	0997-22-2736	0997-22-2731

令和4年度

2022
年度版労働安全衛生法に基づく
技能講習・安全衛生教育のご案内

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

鹿児島労働局長登録教習機関
公益社団法人 鹿児島県労働基準協会

〒892-8550 鹿児島市新屋敷町16番16号

TEL 099-226-3621 FAX 099-226-3622

URL <http://www.kakikyo.or.jp>

鹿児島基準協会 検索

鹿児島教習所

〒891-0132 鹿児島市七ツ島1-6-2

TEL 099-261-6298 FAX 099-261-6299



(公社) 鹿児島県労働基準協会

技能講習（就業制限）実施計画表

(注) 表中の上欄期日は講習日、中欄は受付日、下欄は講習実施会場です。

講習名	月	令和4年	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和5年	2月	3月	
		4月									1月			
就業制限（運転）業務	車両系建設機械運転 (整地運搬積み込み用及び掘削用)	18~22 3/22~25 教習所 11~12 [◎] 4~8 [◎] 3/7~9 鹿屋市 受付は 鹿屋支部	16~20 4/18~22 教習所	13~17 5/16~20 教習所 20~24 5/16~20 教習所	11~15 6/13~17 教習所	22~26 7/25~29 教習所	5~9 8/8~12 教習所	17~21 9/20~22 教習所	14~18 10/17~21 教習所		23~27 12/19~23 教習所	6~10 1/10~13 教習所		
	車両系建設機械運転 (解体用)		2 4/4~8 教習所	13 5/16~20 教習所	11 6/13~17 教習所	12 7/11~15 教習所	16 8/16~19 教習所	17 9/20~22 教習所	7 10/11~14 教習所	19 11/21~25 教習所		24 1/23~27 教習所	20 2/20~24 教習所	
	小型移動式 クレーン運転 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: small;">申込者多数の場合は、3日目の実技を受付順に延長して実施します。</div>	25~27 4/4~8 教習所	23~25 4/25~28 教習所		4~6 6/6~8 鹿屋市 受付は 鹿屋支部 ----- 11~13 6/6~10 薩摩川内市 受付は 川内支部 ----- 19~21 6/20~24 教習所	16~18 7/19~22 教習所	13~15 8/8~12 曾於市 受付は 志布志支部	11~13 9/12~16 教習所	21~24 10/24~28 教習所		10~12 12/5~9 教習所		6~8 2/6~10 教習所	
	床上操作式クレーン運転 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: small;">申込者多数の場合は、3日目の実技を受付順に延長して実施します。</div>	4~6 3/7~11 教習所	30~6/1 4/25~28 教習所		4~6 6/6~10 教習所	1~3 7/4~8 教習所		31~11/2 10/3~7 教習所		5~7 11/7~11 教習所	10~12 12/5~9 教習所		27~3/1 1/30~2/3 教習所	
	高所作業車運転 (普通自動車運転免許所持者対象) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: small;">申込者多数の場合は、2日目の実技を受付順に延長して実施します。</div>	25~26 4/4~8 教習所	9~10 3/22~23 鹿屋市 受付は 鹿屋支部 ----- 17~18 4/18~22 教習所	27~28 5/30~6/3 教習所	19~20 6/20~24 教習所	22~23 7/19~22 薩摩川内市 受付は 川内支部	12~13 8/16~19 教習所	31~11/1 10/3~7 教習所		19~20 11/21~25 教習所		20~21 1/23~27 教習所		
	不整地運搬車運転		24~25 4/13~14 鹿屋市 受付は 鹿屋支部				20~21 8/22~26 教習所				5~6 11/28~12/2 教習所			
	フォークリフト運転 (普通自動車運転免許所持者対象)	4~8 3/7~11 教習所	9~13 4/11~15 教習所 ----- 30~6/3 4/25~28 教習所	20~24 5/30~6/1 鹿屋市 受付は 鹿屋支部	4~8 6/6~10 教習所	1~5 7/4~8 教習所 ----- 29~9/2 8/1~5 教習所		3~7 9/5~9 教習所	7~11 10/11~14 教習所 ----- 28~12/2 10/31~11/4 教習所		16~20 12/12~16 教習所 ----- 30~2/3 1/4~6 教習所		27~3/3 1/30~2/3 教習所	
	就業制限業務	玉 掛 け <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: small;">申込者多数の場合は、3日目の実技を受付順に延長して実施します。</div>	18~20 3/22~25 教習所	9~11 4/11~15 教習所 16~18 4/13~14 鹿屋市 受付は 鹿屋支部	6~8 5/9~13 教習所 ----- 27~29 5/30~6/3 教習所		8~10 7/4~8 西之表市 受付は 種子島支部 16~18 7/19~22 教習所	5~7 8/1~5 霧島市 受付は 加治木支部 ----- 12~14 8/16~19 教習所 ----- 26~28 8/22~26 薩摩川内市 受付は 川内支部	3~5 9/5~9 教習所 ----- 18~20 9/26~30 曾於市 受付は 志布志支部	14~16 10/17~21 教習所	12~14 11/14~18 教習所	16~18 12/12~16 教習所	6~8 1/10~13 教習所	13~15 2/13~17 教習所
ガ ス 溶 接 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: small;">下段の講習については各支部で行いますので、各支部へお申込み下さい。 (詳しくは12ページをご覧ください)</div>				15~16 5/16~20 教習所			26~27 8/29~9/2 教習所			26~27 11/28~12/2 教習所				13~14 2/13~17 教習所

[登録の有効期間の満了日 2024.3.30]

（公社）鹿児島県労働基準協会

技能講習（作業主任者）実施計画表

（注）表中の上欄期日は講習日、中欄は受付日、下欄は講習実施会場です。

講習名		月	令和4年	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和5年	2月	3月	
			4月									1月			
作業主任者選任	有機溶剤 作業主任者				23～24 5/23～27 オロシティー		4～5 7/4～8 オロシティー		20～21 9/20～22 オロシティー		15～16 11/14～18 オロシティー		21～22 1/23～27 オロシティー		
	酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者			25～27 4/25～28 教習所	15～17 5/16～20 教習所	27～29 6/27～7/1 教習所	24～26 7/25～29 教習所	28～30 8/29～9/2 教習所	26～28 9/26～30 教習所		21～23 11/21～25 教習所		15～17 1/16～20 教習所		
	石綿作業主任者				7～8 5/9～13 オロシティー				21～22 8/22～26 オロシティー		11～12 10/3～7 奄美市 受付は 大島支部		26～27 12/19～23 オロシティー		
	特定化学物質及び四アル キル鉛等作業主任者			12～13 4/11～15 オロシティー		14～15 6/13～17 オロシティー	18～19 7/19～22 オロシティー	8～9 8/8～12 オロシティー			9～10 10/3～7 奄美市 受付は 大島支部	8～9 11/7～11 オロシティー	12～13 12/5～9 オロシティー		16～17 2/6～10 オロシティー
	乾燥設備 作業主任者									6～7 9/5～9 オロシティー					
	建築物等の鉄骨の 組立等作業主任者								26～27 8/29～9/2 教習所						

[登録の有効期間の満了日 2024.3.30]

移動式クレーン運転実技教習実施計画表

（注）表中の上欄期日は教習日、中欄は受付日、下欄は教習実施会場です。

講習名		月	令和4年	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和5年	2月	3月
			4月									1月		
教習	移動式クレーン運転実技 (5トン以上) [実技免除]		11～16 3/14～18 教習所		6～11 5/9～13 教習所				24～29 9/26～30 教習所		5～10 11/7～11 教習所		13～18 1/16～20 教習所	

[登録の有効期間の満了日 2024.3.30]

養成講習実施計画表

（注）表中の上欄期日は講習日、中欄は受付日、下欄は講習実施会場です。

講習名		月	令和4年	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和5年	2月	3月
			4月									1月		
養成講習	安全衛生推進者				2～3 5/9～13 オロシティー				18～19 9/20～22 教習所				13～14 1/16～20 教習所	
	衛生推進者						26 7/25～29 オロシティー				26 11/28～12/2 オロシティー			

[登録の有効期間の満了日 2024.9.29]

(公社) 鹿児島県労働基準協会

特別教育・その他安全衛生教育実施計画表

(注) 表中の上欄期日は講習日、中欄は受付日、下欄は講習実施会場です。

講習名	月	令和4年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和5年	1月	2月	3月	
			4月										1月			
特 別 教 育	小型車両系建設機械運転 (整地・運搬積み込み用及び掘削用)	14~15 3/14~18 教習所								21~22 10/24~28 教習所					22~23 2/20~24 教習所	
	ローラー運転					25~26 6/27~7/1 教習所				24~25 10/24~28 教習所						
	巻上げ機の運転	27~28 4/4~8 教習所				12~13 6/13~17 教習所					20~21 11/21~25 教習所					
	研削といしの取替え等 (自由研削用)		16 4/18~22 教習所				8 7/11~15 教習所		12 9/12~16 教習所		12 11/14~18 教習所		24 1/23~27 教習所			
	アーク溶接等 <small>申込者多数の場合は、3日目の実技を受付順に延長して実施します。</small>	11~13 3/14~18 教習所			20~22 5/23~27 教習所				6~8 8/8~12 教習所		8~10 10/11~14 教習所		23~25 12/19~23 教習所			
	クレーン運転 (つり上げ荷重5t未満) <small>申込者多数の場合は、2日目の実技を受付順に延長して実施します。</small>		23~24 4/25~28 教習所			25~26 6/27~7/1 教習所	29~30 8/1~5 教習所		24~25 9/26~30 教習所	28~29 10/31~11/4 教習所		30~31 1/4~6 教習所			6~7 2/6~10 教習所	
	酸素欠乏・硫化水素危険作業		6 4/11~15 教習所													
	粉じん作業						8 7/11~15 教習所									
	低圧電気取扱作業				1~2 5/9~13 教習所				28~29 8/29~9/2 教習所		13~14 11/14~18 教習所				15~16 2/13~17 教習所	
	フルハーネス型 墜落制止用器具		2 4/4~8 教習所	13 5/16~20 教習所					20 8/22~26 教習所		22 10/24~28 教習所				20 2/20~24 教習所	
準 備 講 習	第一種衛生管理者試験		18~20 4/18~22 オロシティー													
	第二種衛生管理者試験			9~10 5/9~13 オロシティー												
そ の 他 の 教 育	職 長 教 育	21~22 3/22~25 教習所		30~7/1 5/30~6/3 教習所			9~10 7/11~15 教習所		13~14 9/12~16 教習所		5~6 11/7~11 教習所				16~17 2/13~17 教習所	
	安全管理者選任時研修			23~24 5/23~27 教習所				21~22 8/22~26 教習所				5~6 11/28~12/2 教習所				
	ゼロ災運動KYT トレーナー研修会								6~7 鹿児島市							
	安全衛生スタッフ向け リスクアセスメント実務研修									9 鹿児島市						
再 認 識	高 所 作 業 車															

希望者が集まり次第随時実施します

修了証の再交付・書替えのご案内

1. 当協会の実施する講習を修了した方で、修了証を紛失、滅失等された方は、再交付ができます。
2. 氏名を変更したときは、修了証の書替えが必要です。
3. 再交付・書替え申請をされる際はお手数でも、当協会にて講習を修了されているか事前に本人が下記に照会して下さい。確認が出来次第、再交付・書替え申請書を郵送又はFAXで送付します。

[照会先] 本部事務局 TEL：099-226-3621 鹿児島教習所 TEL：099-261-6298

4. 修了証の再交付・書替え申請をされる場合は、申請書に必要事項を記入のうえ写真及び本人確認書類を添付し、返信用封筒（404円切手貼付）と手数料1,500円（カード1枚発行につき）を添えて本部事務局まで持参又は郵送して下さい。確認の上、後日、簡易書留で送付致します。

令和4年4月 講習開催のご案内

鹿児島教習所実施分 (鹿児島市七ツ島1-6-2)

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622

鹿児島基準協会 検索

講習名		講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
技 能 講 習	[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 4/4~4/8	3/7~3/11	【全科目者】 会員 31,450円 一般 32,450円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者
		【科目免除者】 4/4~4/5		【科目免除者】 会員 20,450円 一般 21,450円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)
	床上操作式クレーン運転	4/4~4/6	3/7~3/11	【全科目者】 会員 29,280円 一般 30,280円 【科目免除者】 会員 27,080円 一般 28,080円	【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
	車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	【全科目者】 4/18~4/22	3/22~3/25	【全科目者】 会員 66,430円 一般 67,430円	
		【科目免除者】 4/18~4/19		【科目免除者】 会員 36,730円 一般 37,730円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系(整地等)運転特別教育修了者
	玉 掛 け	4/18~4/20	3/22~3/25	【全科目者】 会員 22,470円 一般 23,470円 【科目免除者】 会員 20,270円 一般 21,270円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
	小型移動式クレーン運転	4/25~4/27	4/4~4/8	【全科目者】 会員 28,970円 一般 29,970円 【科目免除者】 会員 26,770円 一般 27,770円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者
	[普通自動車運転免許証写し必要] 高所作業車運転	4/25~4/26	4/4~4/8	【全科目者】 会員 31,270円 一般 32,270円 【科目免除者】 会員 30,170円 一般 31,170円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
	車両系建設機械運転 (解体用)	5/2	4/4~4/8	会員 18,030円 一般 19,030円	【受講資格】 ・車両系建設機械運転(整地等)技能講習修了者
	移動式クレーン運転実技教習 (5t以上) [実技免除]	4/11~4/16	3/14~3/18	【全科目者】 会員 91,565円 一般 92,565円 【学科免除者】 81,400円	【学科免除者】 ・学科試験に合格されている方 (但し、講習初日の学科は必修科目となっております。)
特 別 教 育	アーク溶接等	4/11~4/13	3/14~3/18	会員 18,700円 一般 22,000円	
	小型車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	4/14~4/15	3/14~3/18	会員 16,770円 一般 20,070円	
	巻き上げ機の運転	4/27~4/28	4/4~4/8	会員 15,600円 一般 18,900円	
	フルハーネス型墜落制止用器具	5/2	4/4~4/8	会員 10,700円 一般 11,800円	
その他	職 長 教 育	4/21~4/22	3/22~3/25	会員 12,980円 一般 16,280円	

鹿屋地区での講習会のお知らせ

鹿屋支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。
TEL0994-40-9055 FAX0994-40-9056

講習名		講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	【全科目者】 4/4~4/8	3/7~3/9	3/7~3/9	【全科目者】 会員 66,430円 一般 67,430円	
	【科目免除者】 4/11~4/12			【科目免除者】 会員 36,730円 一般 37,730円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系(整地等)運転特別教育修了者
[普通自動車運転免許証写し必要] 高所作業車運転		5/9~5/10	3/22~3/23	【全科目者】 会員 31,270円 一般 32,270円 【科目免除者】 会員 30,170円 一般 31,170円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者

- 〈備考〉
- 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。
 - 2 詳細につきましては、ホームページをご覧いただくか、案内書をお取り寄せください。
 - 3 新型コロナウイルス感染拡大等の状況によりましては、急遽、中止または延期する場合があります。予めご了承ください。